

～ご遺族のためのしおり～ おくやみハンドブック

身内が亡くなった・・・

・・・何をすればいいのだろう・・・

保険証等の返納や未支給年金・遺族年金請求、介護保険など、さまざまな手続きが必要です。手続きの種類や持ち物についてハンドブックにまとめました。このハンドブックが皆様のお手続きの一助になれば幸いです。



「おくやみコーナー」のご利用には予約が必要です。

☎ 055-261-2029 ※戸籍住民課直通

(予約受付は、平日 午前 8時30分 ～ 午後 5時)

【利用時間】 午前：9時 ：10時30分
 午後：1時30分 ：3時

※ご予約は利用日の1週間ほど前をお願いします。

※ご予約がない場合、ご案内出来ないことがありますので、ご了承ください。

※すべての手続きがおくやみコーナーでできるものではありません。

手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、葬儀などに関する不安がおありかと思いますが、今後、相続や医療保険、年金など、さまざまな申請や届出に関する手続きをしていただく場合が生じるかと存じます。

笛吹市では、それらの申請・届出や手続きなど、少しでもわかりやすくご遺族のみなさまに手続きを済ませていただけるよう『おくやみハンドブック』を作成し、『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

笛吹市長 山下政樹

目 次

1 持ち物

- 亡くなった方のもの 1
- ご遺族のもの 2

2 亡くなった方に関する手続き

- 年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等 3
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険 4
- 税金関係 5
- 福祉関係 6
- 児童手当、子どもすこやか医療費助成等 7
- 市営住宅、上下水道、市営春日居地区温泉 8
- 浄化槽、犬の登録、ごみ、農地、森林 9
- 経済的援助制度 10
- その他、市役所以外で行う必要がある手続き . . . 11～12

3 委任状に関するご案内 13～15

4 【固定資産税】相続人代表指定届 16～17

5 法定相続情報証明制度のご案内 18～19

6 亡くなった方の手続きに関してよくある質問 20

7 笛吹市役所案内図 21～22

お持ちいただくもの

市役所でのお手続きまた「おくやみコーナー」にお越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちください。

『亡くなった方のもの』が見つからない場合や紛失した場合は、来庁時にその旨お伝えください。

●亡くなった方のもの

- 年金証書、または 年金手帳
- 笛吹市印鑑登録証、住民基本台帳カード（作成されている場合）
- 国民健康保険被保険者証等、または 後期高齢者医療被保険者証等（加入者のみ） → 4 ページ「保険」をご確認ください。
- 介護保険被保険者証
→ 4 ページ「介護」をご確認ください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療費受給者証（精神通院）、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証
→ 6 ページ「障がい」をご確認ください。
- 子どもすこやか医療費助成金受給資格者証、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証
→ 7 ページ「こども」をご確認ください。
- 笛吹市交付の標識番号（125cc以下の原動機付自転車・小型特殊（一般・農耕用））※廃車の手続きをする場合
- その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの

＜見本：個人番号通知カード＞



＜見本：マイナンバーカード＞



＜見本：笛吹市印鑑登録証＞



●ご遺族のもの

□ 認 印（相続人代表 及び 喪主）

□ お越しいただく方の本人確認書類

- ・ 写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳 など
- ・ 写真付きのものがない場合は、次のうちから2点
被保険者証等（健康保険・介護保険）、年金手帳、預貯金通帳 など

□ 預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下のとおりです。

亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他三親等内の親族

□ 未支給年金を請求される方のマイナンバーカード、又は 個人番号通知カード

※年金・健康保険の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合がございます。14ページの委任状 をご記入のうえ、切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済のもの)）をお持ちください。

亡くなった方に関する手続き（年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
年金	☐	国民年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求 遺族基礎年金請求	- 亡くなった方の年金証書 - 下記のうちいずれか一つ 住民票除票 戸籍抄本 亡くなった方の死亡診断書の写し ※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記の窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金証書 - 亡くなった方の戸籍謄本 - 請求者となる方の戸籍謄本 - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	市民生活部 国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 （市民窓口館2階）
	☐	国民年金に加入している方	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記の窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金手帳 - 亡くなった方の戸籍謄本 - 請求者となる方の戸籍謄本 - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	
	☐	厚生年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※状況により必要な書類が異なりますので、事前に右記までお問い合わせください。 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。	甲府年金事務所 （甲府市塩部1-3-12） 055-252-1431
	☐	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
	☐	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください		
	☐	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、右記、又は市役所の担当窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金証書 - 亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方の印鑑（認印）	笛吹農業協同組合 本所・各支所
	☐	企業年金を受給している方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会（年金相談室） 電話0570-02-2666		

亡くなった方に関する手続き（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
保 険	☐	国民健康保険に加入している方	資格喪失 保険証等及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 送付先申請	- 亡くなった方の被保険者証、資格確認書 - 亡くなった方の各種認定証（限度額認定証・特定疾病療養受療証等） - 世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいるときは、加入者全員の被保険者証、資格確認書及び各種認定証 - 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） - 葬祭費の振込先口座がわかるもの（預金通帳 等）※原則として喪主の口座 - 葬儀の日、亡くなった方及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状、葬儀日程表等） - 喪主のマイナンバーが分かる書類 - 喪主でない方が手続きする場合は委任状が必要です	市民生活部 国民健康保険課 国保総務担当 （市民窓口館2階）
	☐	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証等及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請	- 亡くなった方の被保険者証、資格確認書 - 亡くなった方の各種認定証 - 喪主の方の印鑑 - 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） - 預金通帳など葬祭費の振込口座がわかるもの（※原則として喪主の口座） - 葬儀の日、亡くなった方及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状、葬儀日程表等）	市民生活部 国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 （市民窓口館2階）
	☐		保険料に関する相続人代表届 高額療養費等の振込口座の変更	- 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの（預金通帳 等） ※相続関係を証明する戸籍等が必要になる場合があります。 - 相続人代表となる方の印鑑	
介 護	☐	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 介護認定申請取下げ書届出(該当の方)	- 亡くなった方の介護保険被保険者証（緑） - 亡くなった方の介護保険負担割合証（紫）（※該当の方） - 亡くなった方の負担限度額認定証（桃）（※該当の方） - 亡くなった方の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（桃）（※該当の方） - 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	保健福祉部 介護保険課 介護総務担当 （保健福祉館2階）
高 齢 者	☐	緊急通報装置（ふれあいペンダント）の貸与がある方	緊急通報装置（ふれあいペンダント）の撤去届	撤去日時等の打合せが必要になります。	保健福祉部 長寿支援課 長寿支援担当 （保健福祉館2階）

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

亡くなった方に関する手続き（税金関係）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
税	☐	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	・相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は、本人確認書類の写しを添付する必要があります。	市民生活部 税務課 市民税担当 （市民窓口館2階）
	☐	原動機付自転車等（笛吹市ナンバー）の車両を所有している方	名義変更又は廃車	・本人が亡くなったこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・相続人（新名義人）となる方の印鑑（認印） ・手続きする方の本人確認書類（運転免許証 等） ・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ・ナンバープレート（廃車のとき） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	
	☐	固定資産を所有している方及び納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	相続人代表者指定	・同一世帯以外の相続人の方が代表者になる場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ★16ページの「相続人代表者指定届兼固定資産税現所有者申告書」にご記入ください。 ※相続人が複数の場合、手続きの説明までとなる場合があります。	市民生活部 税務課 資産税担当 （市民窓口館2階）
			今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更又は廃止 等）	・新たな振替口座を設定される方（新たな振替口座のキャッシュカード）	
	☐	共有名義の固定資産を所有している方で共有代表者となっていた方	共有代表者の変更	★「共有代表者（設定・変更）届」を提出していただきます。【来庁時にご案内します】 ※手続きの説明までとなる場合があります。	
	☐	未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）を所有している方	未登記家屋の名義変更	★「未登記家屋所有者（納税義務者）変更届」を提出していただきます。【来庁時にご案内します】 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後、原本は返却します。 ※手続きの説明までとなる場合があります。	

亡くなった方に関する手続き（福祉関係）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
障がい	☐	山梨県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者の方が亡くなったとき 年金給付請求	- 亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票の写し - 年金受給権者（障がい者）の住民票の写し - 年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） - 年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの - 共済加入証書 - 医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） - 加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）	保健福祉部 障害福祉課 (保健福祉館2階)
	☐		心身障がい者の方が亡くなったとき 弔慰金請求	- 加入者（保護者）の住民票の写し - 亡くなった障がい者が除かれた住民票の写し - 加入者（保護者）の印鑑（認印） - 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの	
	☐		扶養共済年金受給者が亡くなったとき 死亡(重度障害)届	- 山梨県心身障害者扶養共済年金証書 - 年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し	
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	亡くなった方の手帳	
	☐	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証返還届	亡くなった方の自立支援医療受給者証（精神通院）	
	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届又は死亡届	- 相続される方の印鑑（認印） - 相続される方の振込先口座がわかるもの - 相続される方の身分証明書 - 亡くなった受給者と相続される方の関係がわかる戸籍など（必要な方のみ）	
	☐	受給者証（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援障害者等社会参加支援事業）をお持ちの方	受給者証返還	亡くなった方の受給者証	
	☐	福祉タクシー券をお持ちの方	福祉タクシー券返還	- 亡くなった方の福祉タクシー券 - 手続きされる方の印鑑（認印）	
	☐	重度心身障害者医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	- 亡くなった方の重度心身障害者医療費助成金受給資格者証 - 相続される方の印鑑（認印） - 相続される方の振込先口座がわかるもの - 相続される方の身分証明書 - 亡くなった受給者と相続される方の関係がわかる戸籍など（必要な方のみ）	
	☐	有料道路障害者割引を受けている方（ETC利用者）のみ	障害者割引の登録削除依頼	お問い合わせ番号の分かる書類（利用登録時に登録係から郵送している「登録結果のご案内」に記載されています）	
	☐	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局 (甲府市丸の内1-1-20) 055-255-2100

亡くなった方に関する手続き（児童手当、子どもすこやか医療費助成等）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
子ども	☐	児童手当支給対象の児童	受給事由消滅 又は 減額改定		子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 （保健福祉館1階）
	☐	児童扶養手当支給対象の児童	資格喪失 又は 額改定（減額）	・ 資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
	☐	子どもすこやか医療費助成対象児童又は保護者	受給資格者証の返還 振込口座の変更 保険証の変更 等	・ 子どもすこやか医療費助成金受給資格者証 ・ 保護者の振込先口座がわかるもの（通帳等） ・ 子の健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等）	
	☐	ひとり親家庭医療費助成対象の受給者	受給資格者証の返還 振込口座の変更 保険証の変更等	・ ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 ・ 保護者又は養育者となる方の振込先口座がわかるもの（通帳等） ・ 保護者又は養育者となる方の健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等） ・ 子の健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等） （子の健康保険の内容に変更がある場合）	
	☐	就学援助費又は就学奨励費の認定を受けている児童生徒	就学援助費又は就学奨励費支給変更申請等	個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 （市民窓口館3階）
	☐	児童手当を受給している保護者	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	・ 未支払金がある場合は児童手当支給対象児童の名義の振込先口座がわかるもの（通帳等） ・ 新しく受給者となる方（保護者等）の健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等） ・ 新しく受給者となる方（保護者等）のマイナンバーカード ・ 新しく受給者となる方（保護者等）の振込先口座がわかるもの（通帳等） 児童が属する世帯の状況によって内容が異なりますので、担当課へお問い合わせください。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 （保健福祉館1階）
	☐	児童扶養手当を受給している保護者	未支払手当請求 受給者死亡届	・ 未支払金がある場合は、児童が新たな請求者となるため児童の振込先口座がわかるもの（通帳等）	
	☐	就学援助申請者の保護者の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 （市民窓口館3階）
	☐	認可保育園・公立幼稚園在園児の保護者	支給認定変更・ 取消申請	個別の状況に応じてご案内します。	子供すこやか部 保育課 保育総務担当 （保健福祉館1階） 又は在園中の保育園・幼稚園

亡くなった方に関する手続き（市営住宅、上下水道、市営春日居地区温泉）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
市営住宅	☐	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される配偶者	入居継承承認	入居者変更 ・入居継承承認申請書の提出 ※その他必要書類の提出がありますので窓口でご案内します。	建設部 建設総務課 住宅担当 (本館1階)
	☐	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	退去届	・住宅退去届の提出	
	☐	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	世帯員異動届出	・市営住宅入居者緊急時の連絡先（独居になる場合） ・世帯員異動届出書の提出	
上下水道・市営春日居地区温泉	☐	上下水道契約者が亡くなり、同一住所で引き続き水道をご利用いただく場合	上下水道契約の名義変更 登録口座の変更が必要な場合	契約者の名義変更 ・新たに契約者となる方の印鑑 登録口座の変更 ※提出先は金融機関へ ・口座振替依頼書（変更）の提出 ・振替口座のわかるもの（預金通帳等） ・口座名義人の印鑑（銀行届出印） 上下水道料金センターでは、金融機関へ提出いただく「口座振替依頼書」をお渡しできます。 「口座振替依頼書」は市内各金融機関にも設置してあります。	公営企業部 上下水道料金センター (市民窓口館4階)
	☐	上下水道契約者が亡くなり、今後上下水道を使用しない場合	上下水道の休止の届出	・水道等の休止手続きが必要です。窓口で手続きいただくか、お電話ください。	
	☐	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更（下水道使用料の井戸認定水量に係る世帯人数等の変更届）	・手続きする方の印鑑（認印）	
	☐	公共下水道事業受益者負担金を納付中の方	受益者の変更（必ず手続きが必要です） 登録口座の変更が必要な場合	受益者変更 ・受益者異動届の提出 登録口座の変更 ※提出先は金融機関へ ・口座振替依頼書（変更）の提出 ・振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） ・口座名義人の印鑑（銀行届出印）	公営企業部 下水道課 管理担当 (市民窓口館4階)
	☐	市営春日居地区温泉の権利をお持ちの方が亡くなった場合	権利の名義変更	・権利の名義変更手続きが必要です。 ・個別の状況に応じてご案内しますので、まずは右記にご相談ください。	公営企業部 水道課 維持担当 (市民窓口館4階)

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口（担当課）
浄化槽	☐	笛吹市内において、浄化槽を管理している方	管理者変更届 浄化槽の使用休止届	・新たに住宅所有者（浄化槽管理者）となる方の印鑑（認印）	市民生活部 環境推進課 環境担当 （市民窓口館2階）
犬	☐	犬を飼育している方	犬の登録事項の変更届	・犬の登録台帳の変更手続きが必要です。 ・個別の状況に応じてご案内します。	
ごみ	☐	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	ごみ処理	●ごみ処理申込書（センターでご記入ください） ・同居の場合 持込される方の本人確認書類（運転免許証等） ・同居ではない場合（親族、成年後見人の場合） 持込される方の運転免許証、亡くなられた方名義の公共料金の領収書等（ごみが発生した住所が確認できるもの） ●甲府・峡東クリーンセンター利用案内 ・営業日 月曜日から土曜日（日曜・祝日除く） ・営業時間 午前8時30分～12時、午後1時～5時 ・料金 家庭系ごみ 103円（税込）/10kg 事業系ごみ 180円（税込）/10kg 犬・猫 770円（税込）/1体	甲府・峡東 クリーンセンター （境川町寺尾1440-1） 055-266-7744 市民生活部 環境推進課 ごみ減量担当 （市民窓口館2階）
農地	☐	農地を相続された方	農地の権利取得の届出 ※農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続した農地の明細 ・相続された方の印鑑（認印）	農業委員会事務局 総務担当 （本館1階）
森林	☐	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林の土地の所有者となった旨の届出 ※森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	産業観光部 農林振興課 農林経営担当 （本館1階）

経済的援助制度のご案内

区分	チェック欄	対象者	制度	内容	手続き先
その他	☐	満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を監護している母(父)又は養育者	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父、又は母が、認定請求できる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
	☐	満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を監護している母(父)又は養育者	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費の助成を受けることができる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	子供すこやか部 子育て支援課 子育て総務担当 (保健福祉館1階)
	☐	笛吹市内に住所を有し、市内小中学校に在籍する児童生徒	交通被災遺児奨学金給付	交通事故によって、父、又は母を失った児童生徒に対して、入学及び就職支度金の給付についてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
	☐	公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助・ 就学奨励費	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会 学校教育課 学務担当 (市民窓口館3階)
	☐	経済的に生活がお困りの方	相談	経済的に生活がお困りの方は、ご相談ください。	保健福祉部 生活援護課 生活支援担当 (市民窓口館4階)

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

区分	チェック欄	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	☐	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	甲府家庭裁判所 （甲府市中央1-10.-7） 代表 055-213-2541
	☐	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です）	
	☐	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関 等
	☐	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社 又は代理店
	☐	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社 又は代理店
	☐	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社 等
	☐	国債 （戦没者弔慰金）	記名変更償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の亡くなったことを証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
	☐	普通自動車	自動車税に関する こと及び名義変更等 に関する こと	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	山梨県総合県税事務所 （石和町広瀬785） 055-261-9111
				普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	関東運輸局山梨運輸支局 （石和町唐柏1000-9） 050-5540-2039 〈自動音声ガイダンス〉
	☐	軽四輪及び二輪 （125cc以上）	名義変更 または廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会山梨事務所 （石和町唐柏792-1） 050-3816-3121 【二輪】 関東運輸局山梨運輸支局 （石和町唐柏1000-9） 050-5540-2039 〈自動音声ガイダンス〉
	☐	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告 手続き	右記へお問い合わせください。	山梨税務署 （山梨市上神内川738） 0553-22-1411 〈自動音声ガイダンス〉
	☐	不動産登記関係	土地・家屋等移 転登記	右記へお問い合わせください。	甲府地方法務局 （甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎） 055-252-7151

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

区分	チェック欄	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	☐	固定電話 (NTT東日本)	契約承継・解約	NTT東日本の場合 (まずは、右記へ連絡してください) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT東日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0120-116-000
	☐	固定電話 (NTT東日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	☐	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	☐	インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	☐	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局 (甲府市丸の内1-1-20) 055-255-2100
	☐	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	☐	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	笛吹警察署 (石和町市部555) 055-262-0110
	☐	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	峡東地域県民センター (甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎) 0553-20-2700
	☐	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
手続きに要する証明書等について	☐	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
		○戸籍、住民票、印鑑証明書等：戸籍住民課（市民窓口館）、各支所 （詳しくは、戸籍住民課・電話：055-261-2029へお問い合わせください） ○所得証明書、課税証明書等：税務課（市民窓口館）、各支所 ○各証明書の発行には所定の手数料がかかります。			

◆◇◆ 委任状に関するご案内 ◇◇◆

死亡に伴う保険の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので、次ページ（14ページ）の委任状を作成のうえ、切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

○ 死亡に関する手続き用

※委任状は任意の様式でも有効です。

ただし、後期高齢者医療保険及び年金事務所でのお手続きに関する委任状は専用の書式がありますので国民健康保険課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

○ 戸籍（除籍）謄本・住民票について

戸籍住民課 **055-261-2029**

○ 税に関する証明書について

税務課 **055-261-2025**

○ 年金手続きについて

国民健康保険課 **055-261-2043**

甲府年金事務所 **055-252-1431**

○ 後期高齢者医療保険について

国民健康保険課 **055-261-2043**

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者がすべて（代理人、委任事項を含む）を記入、自署してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号をご記入ください。
- ※ 委任状は作成日から 3 カ月以内のものをお持ちください。

委 任 状

（宛先） 笛吹市長

令和 年 月 日作成

委任者（頼む方）

住所

氏名

（生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日）

連絡先電話番号 — —

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

- ☐ 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要なとなる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、介護保険、市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に関する手続き
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
 - ☐ 遺族年金用：所得証明書 令和 年度分 通
 - ☐ 相続登記用：固定資産評価証明書 最 新 年 度 分

（土地：全部・一部）（家屋：全部・一部） 各 通

（注）相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。固定資産評価証明書は、毎年 4 月 1 日に最新年度が替わります。

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

笛吹市長 殿

被相続人（亡くなられた方）にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。また、笛吹市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

相続人代表者 (現所有者代表者) ※税務課記入 宛名番号 ()	住所			
	フリガナ			被相続人との続柄
	氏名			
	電話番号		生年月日	年 月 日

被相続人 (亡くなられた方) ※税務課記入 宛名番号 ()	住所			
	フリガナ			死亡年月日
	氏名			年 月 日

(相 代 続 表 人 者 ・ を 現 除 所 く 有 者)	氏名	被相続人との続柄	住所
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		

相続登記の有無	済 ・ 手続中 ・ する予定 ・ その他 ()
---------	--------------------------

【 固定資産税 】

<相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の記入に当たって>

固定資産税は、相続の発生時期が賦課期日（１月１日）前か賦課期日後かによって、その取扱いが異なります。

1 賦課期日後の相続発生に伴う当該年の固定資産税

相続人が納税義務を承継します（地方税法第９条第１項）。

2 賦課期日前の相続発生に伴う翌年の固定資産税

固定資産税を現に所有している者に課税します（地方税法第３４３条第２項）。

【記入に当たっての留意事項等】

- 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続人全員の合意の上で作成してください。
- 固定資産現所有者について、期日までに申告がない場合には、法定相続されたものとみなして、法定相続人の方を納税義務者として固定資産税が課税されますのでご承知おきください。現所有者を調査し納税義務者を指定して課税します。滞納になった場合は指定した納税義務者に対して滞納処分を行います。
- 登記簿の名義を変更するには、別途法務局での登記申請が必要です。遺産分割協議が整い次第、速やかに登記申請をお願いします。
- 遺産分割協議が整っている場合は、遺産分割協議書の写しを添付してください。
- 相続を放棄している場合は、放棄されていることが証明できる書類を提出してください。

≪ 問い合わせ先 ≫

笛吹市役所 税務課 資産税担当

電話 055-262-4111(代)

内線 226・227・228・229

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続を
応援します！



多くの方々にご利用いただいております！

面倒な相続手続を

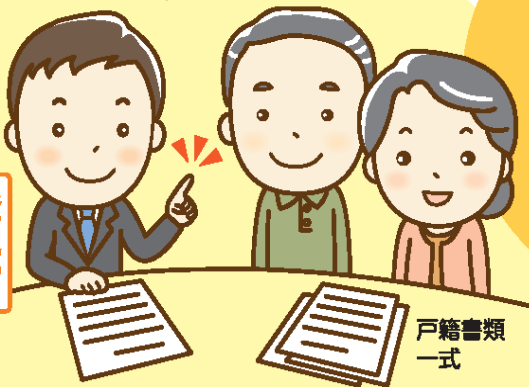
より速く！
より便利に！

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく！

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類
一式

法定相続情報

被相続人 法藤太郎

法藤一郎
相継俊子
法藤花子
登記 進

登記官 ○○○○ 印

法務局



銀行



税務署



省略可能

戸籍書類一式

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、[法務局ホームページ](#)

[検索](#) をご覧ください。

法務省民事局

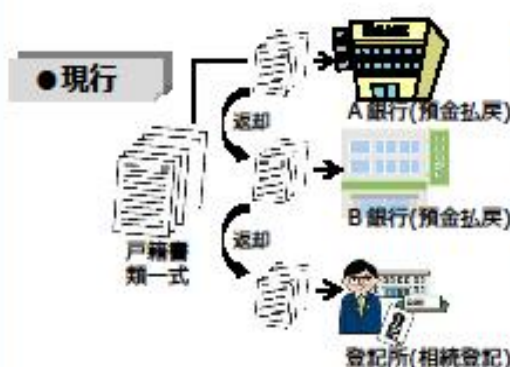
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

不動産の相続登記をお忘れなく！

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

亡くなった方の手続きに関してよくある質問

Q: 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A: 多くの方の場合、お手続きが必要となります。

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係：課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

Q: 年金の手続きは年金事務所に行かなければなりませんか？

A: 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。

厚生年金を受給されていた方は、年金事務所での手続きとなります。

共済年金を受給されていた方は、共済組合での手続きとなります。（一部市役所での手続きが必要となる場合があります。）

Q: 亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A: 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

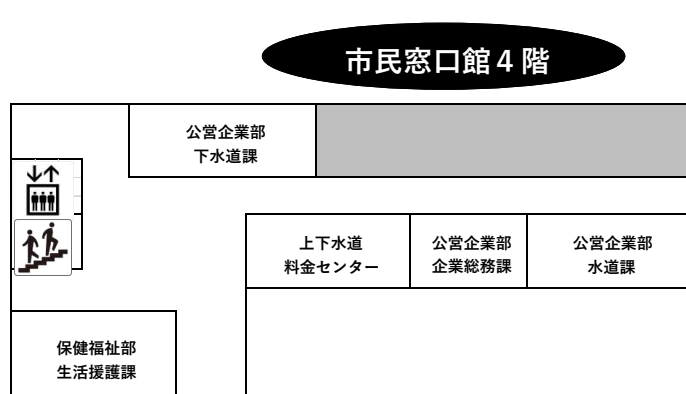
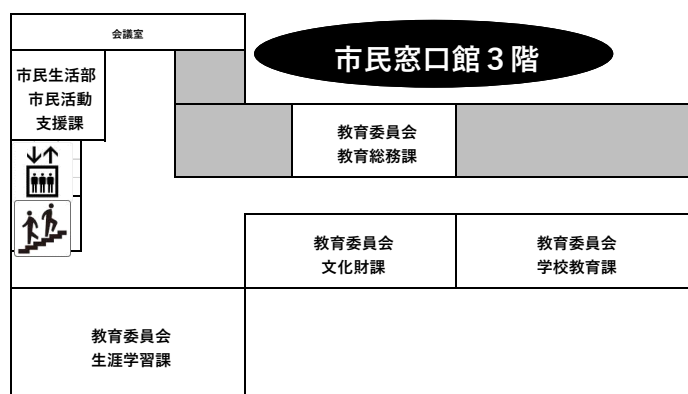
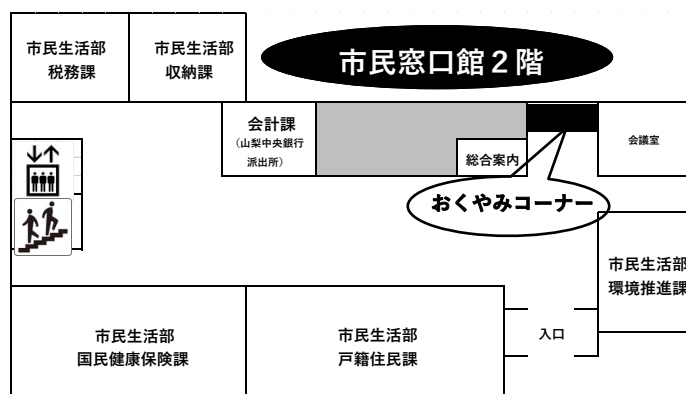
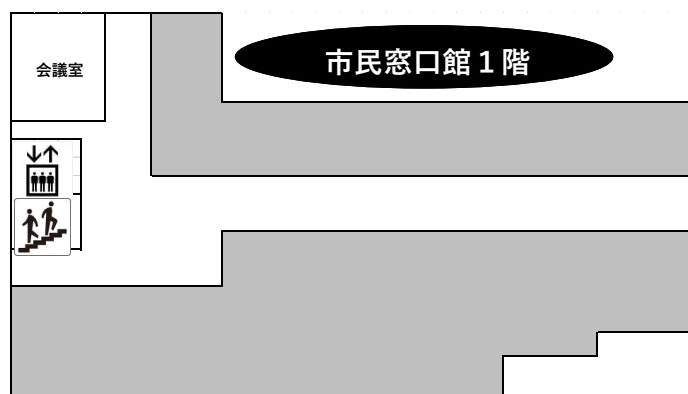
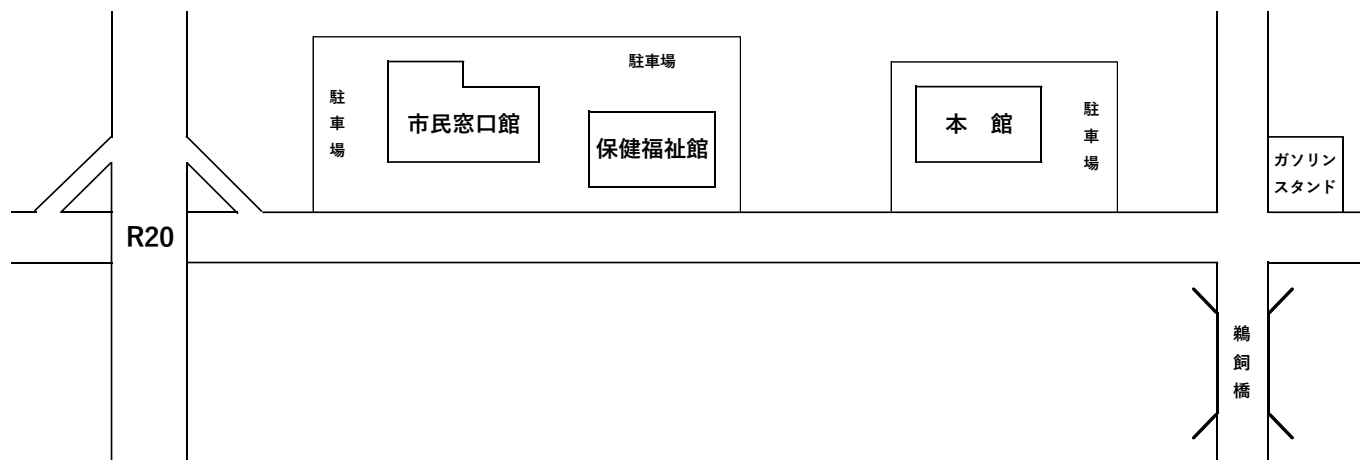
来庁時にその旨お伝えください。

Q: 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

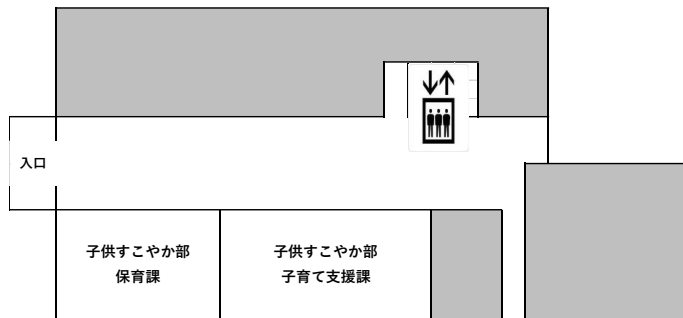
A: 原則として死亡届を受理した日より数日間を経た後に交付できます。

届出内容の記載に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。

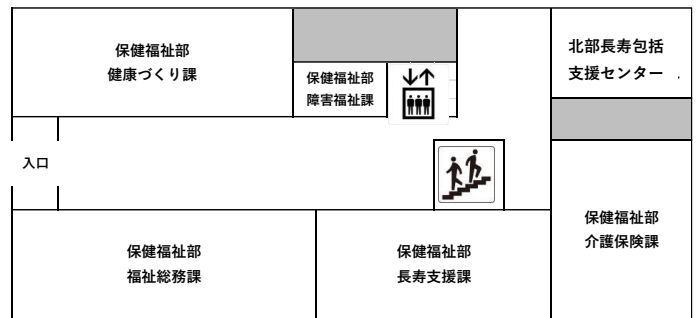
笛吹市役所 市民窓口館・保健福祉館・本館 案内図



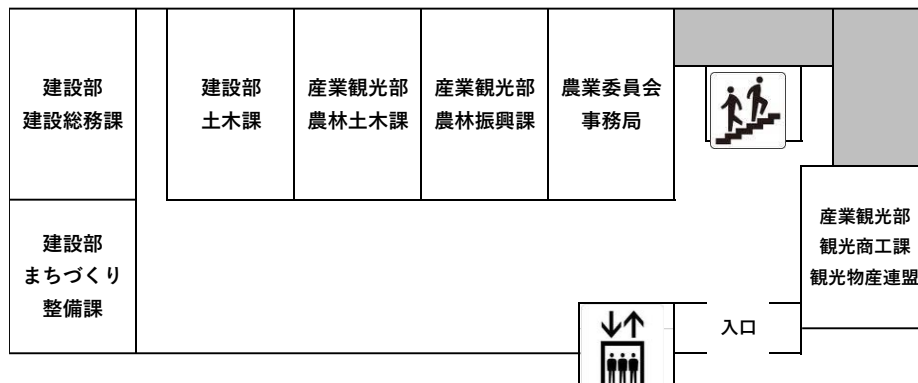
保健福祉館 1 階



保健福祉館 2 階



本館 1 階



【おくやみハンドブック】

笛吹市役所 市民生活部 戸籍住民課

〒406-8510

笛吹市石和町市部809-1 市民窓口館

TEL 055-262-4111（代表）

055-261-2029（直通）

発行 令和3年4月 （令和7年4月改訂）